



## ～ 高齢者虐待について ～

虐待の種類としては身体的虐待、心理的虐待、ネグレクト、経済的虐待の順で多くみられています。

### 身体的虐待

殴る、蹴る、つねるなどの暴力を受けること。本人の意に反し手足を縛ったり、行動を抑制する身体的拘束など。

### 心理的虐待

脅迫や侮辱などの言葉による暴力、侮蔑により心理的外傷を与えること。

### 経済的虐待

年金・預貯金・財産を横取りされたり、不正に使用されたり、売却されること。

### 性的虐待

わいせつな行為をすること、またはわいせつな行為をさせること。

## 虐待の種類



### ネグレクト (介護・世話の放棄・放任)

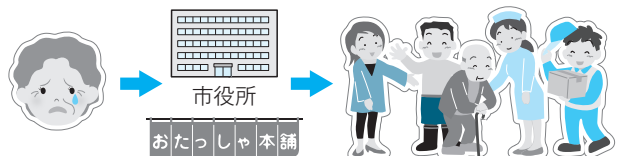
生活に必要な介護の拒否、意図的な怠慢、必要な医療や食事、衣類や暖房の提供をしない、病気の放置など、生活上の制限や戸外へ締め出すこと。

高齢者虐待の被害者の6～7割は認知症高齢者であるとされています。介護の仕方が分からずに適切な介護が行えていないことや、分からないことが家族の心理的なストレスとなり、新たな虐待につながる可能性があります。

また、経済的に苦しく、家族が高齢者の年金を使って生活していたり、そのため利用料が支払えず介護保険サービスを利用できない、といったことも虐待になることがあります。自分では虐待とは思っていないことも虐待にあたるかもしれません。

高齢者虐待の相談窓口として、おたっしや本舗と市役所 高齢障がい支援課があります。おたっしや本舗では、ケアマネジャーや医療機関、法的な専門機関などと協力して問題の解決にあたります。少しでも虐待にあたるのではないかと思ったり、気付いたりした際は、ためらわずに日時や状況をお伝えください。秘密は厳守されます。

### 解決に向けて取り組みます



### 問合せ

- 小城・三日月地区の方 おたっしや本舗小城北 (小城市役所別館: 旧改善センター内) ☎73・2172
- 牛津・芦刈地区の方 おたっしや本舗小城南 (ひまわり内) ☎66・6376
- 小城市役所 高齢障がい支援課 (西館1階) ☎37・6108